

について見ても、兩者全く同一の形を認め得るものが少くない、之を例示すると

郎君行記

ㄥ V  
 ㄥ V  
 ㄥ IV  
 ㄥ V  
 ㄥ V(細字)  
 ㄥ III

墓誌銘

XIII etc.  
 XIII etc.  
 III etc.  
 VIII  
 I etc.  
 XXX

の如くである。此等は單に字畫が簡單で、朦朧たる墓誌の寫眞に於ても、判然と認めらるゝ文字のみを比較したものであるが、それだけでも此等の同一字を認めることが出来る、更に字畫の複雑なもので、多分同一字であらうと思はれるものが少くない。字畫が全く一致しない迄も、その構成の元字を求めて見ると、全く同一のものが甚だ多い、尤も元字の同一、もしくは類似といふことになれば、獨り郎君行記との間に於てのみならず、女眞の小字として知らるゝ文字、即ち宴臺碑や華夷譯語の文字等との間に於ても之を認むることが出来るが、それは女眞の大字が契丹字の體制によりて作られ、そうして小字は大字から出て居るのに起因するのであつて、怪しむに足りない。しかし女眞の小字との間にかゝる元字の類似があるとしても、此等の兩文字は字體全體の上に於て、一見して甚しき相違を認め得るのであるから、當面の問題に於ては相觸るゝ所はない。

此の如くこの比較の結果だけによつても、此等兩者の文字は、(一)全く同一であるか、もしくは(二)其の間に極